

病床廃止等事業

地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用
最終改正 令和6年6月1日

補助対象：病院・有床診療所

地域医療構想に基づく事業再構築に伴う病床廃止

	実施設計	病床廃止を伴う改修	病床廃止に伴う施設等処分（注）	退職者に係る人件費	
対象経費	病床廃止に伴い病室等を、県の医療提供体制の充実に資するものに改修するために要する 実施設計に係る委託料	<ul style="list-style-type: none"> 病床廃止に伴い病室等を、県の医療提供体制の充実に資するものに改修するために要する工事費又は工事請負費 当該改修後の施設で使用する設備に係る備品購入費 	病床廃止に伴い不要となる病室等や医療機器の 処分に係る特別損失 で、次のいずれかの勘定科目に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 固定資産除却損 固定資産廃棄損 固定資産売却損 	就業規則等で定めた早期退職制度の活用により上積みされた 退職金の割増相当額	
基準額	500千円 × 廃止病床数（×補助率）	5,038千円 × 廃止病床数（×補助率）	2,000千円 × 廃止病床数（×補助率）	早期退職職員1人あたり 6,000千円 （×補助率）	
補助率	2分の1				
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 回復期の病床数が、2025年の必要病床数を下回る二次保健医療圏において、回復期病床を廃止する場合は対象外（回復期病棟にある非稼働病床を廃止する場合を除く） ➢ 介護保険法の適用される施設に改修する場合は、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・改修にあたって他に活用できる補助制度がないこと ・改修後の施設が、病院又は診療所により運営されること <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 療養病床から介護医療院・介護老人保健施設等への転換は、別の補助制度があります </div>		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業計画承認の翌々年度までに交付申請を行うこと ➢ 処分する施設又は設備は、和歌山県地域医療構想の公示の日（平成28年6月7日）前に取得したものであること ➢ 処分する施設又は設備が別の補助金等により整備されたものであり、かつ、所定の処分制限期間が経過していない場合には、処分に係る国・県等の承認を受けていること ➢ 施設又は設備を関係事業者への売却により処分する場合は、複数の不動産鑑定士や専門事業者の鑑定によって、市場価格と大幅な乖離がないと認められること 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 和歌山県地域医療構想の達成に向けた病床廃止に伴い早期退職する職員に係るものであること ➢ 病床廃止のほか、病床機能転換による早期退職についても補助対象とするが、その場合には、補助金の交付申請を行う前に、転換実施について地域医療構想調整会議の合意をあらかじめ得ておくこと

(注) 「病床廃止に伴う施設等処分」においては、処分に着手する前に事業計画の承認を受け、その後、当該処分を完了し特別損失を財務諸表に計上した時点で交付申請を行います

(注) 構造設備の変更等、事前に開設許可事項変更許可申請が必要な場合は、必ず保健所へ手続きを行ってください